

第四條 議長は会長ニ由り副議長は代議員中より一在を選出するものとす

第五條 議長は代議員会の秩序を保持し議事を整理す、副議長は議長事故なきに代
理する

第六條 代議員會書記は代議員會の事務を掌るものとす

第三章 會 議

第七條 代議員會に於ては本部役員及び代議員以外の者は發言及び投票する事を許さ

第八條 代議員會議席には其時其の理由の如何を問はずニ由り棄權者と見做す

第九條 代議員會の出席三分の二の多数に満たざる時は出席者の多数を以て假決議を

なし更に二週間以内は代議員會を召集して是より承諾を求むるものとす
但しこの場合に於ては出席者の多数決を以て確定するものとす

第十條 議案上程順序は議長ニ由り定む

第十一條 議長は會議の神聖を保つため代議員其他の者の退場を命ずるものとす

第十二條 議長は代議員會の傍聴を禁ずることを得

執行委員會規定

第一章 組織及會議

第一條 執行委員會は会長、五部、執行委員を以て組織す

第二條 執行委員會は毎月一回定期に会長又は主席ニ由り召集するものとす
但し緊急事項發生したる時は臨時執行委員會を召集することを得

第二章 任務及職務

第三條 執行委員は各々本部誌、事務屬證又は特別任務、專門部等ニ由りその任務
を定め事務を執行すると共にその報告書を本部に提出するものとす

第四條 執行委員の要する事務用品、旅費は費責を以て財務部より支出し、本部の指